

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

県民だれもが、自ら考え自ら行動できる自立した消費者となり、安全で安心して暮らすことができる、消費者被害のない広島県の実現

本県では、条例に掲げる基本理念「消費者の権利の尊重」、「消費者の自立の支援」に基づき、県民の消費生活の安定と向上に向けて、消費者施策を推進してきました。

本計画では、これまでの取組を一層加速させるとともに、消費者教育の充実を図り、『県民だれもが、自ら考え自ら行動できる自立した消費者となり、安全で安心して暮らすことができる、消費者被害のない広島県の実現』をめざします。

2 基本的方向と施策目標

基本理念の実現に向けて、本計画の施策体系は、4つの基本的方向と10の施策目標とし、施策を展開します。

Ⅰ 消費者被害の防止と救済	1 消費生活相談体制の充実
	2 外国人・高齢者等への支援
	3 事業者指導の強化
Ⅱ 消費者の選択の機会と安全・安心の確保	4 商品・サービス・食品の安全性の確保
	5 事業者の適正な情報提供と消費者の選択機会の確保
Ⅲ 消費者教育の推進	6 様々な場における消費者教育の推進
	7 消費者教育推進のための人づくり
	8 消費生活と関連する他の教育との連携推進
Ⅳ 県民意見の反映と多様な主体との連携・協働	9 消費者行政への県民意見の反映
	10 関係機関等との連携・協働

3 5年後の広島県の姿

本県が今後5年間で最も力を入れて実現すべき姿を描き、着実に施策を推進します。

県民が、電話や面接だけでなく、メールなど自らに合った方法で相談できるとともに、自分自身で解決したいと考える場合に活用できる情報が提供されています。

外国人や高齢者等の配慮を要する方について、本人とその周辺の人への相談窓口の周知や外国語に対応した窓口の整備が行われ、配慮を要する方に関する相談が増えています。

県民が消費生活を送る上で必要な判断力を身に付け、自主的に行動ができることを目的とした消費者教育を誰もが受けることができる体制が整っています。

4 重点的に取り組む項目

本計画で描く『5年後の広島県の姿』を実現するため、計画期間中に取り組む施策のうち、特に必要な取組を「重点的に取り組む項目」と位置付け、着実に推進します。

重点項目1

県・市町の消費生活相談窓口体制の見直し

重点項目2

外国人や高齢者等の配慮を必要とする人への支援の強化

重点項目3

自立した消費者となるための消費者教育の推進